

### <筆界とは>

不動産登記法で定義された「地番」と「地番」の境界を筆界といいます。「Aさんの土地」と「Bさんの土地」の境界ではなく、あくまで「地番」と「地番」の境界です。明治6年からの地租改正事業によって地番確定線＝原始筆界が決められ、所謂公図が作られました。現在の地番で〇〇番ー〇〇と枝番がついていたら、枝番の前の〇〇番が、原始筆界による地番です。地租改正事業以降に土地改良や区画整理でできた境界線は再構築された後発筆界、分筆登記された場合も後発的な、分筆筆界線ができます。現在でも、法務局に行くと、閲覧、証明書交付される地図の多くが、原始筆界による旧公図の写しが元の不動産登記の法14条4項地図として利用されています。

筆界は地租改正後の長い間、公的に全国一斉に測量されることがなく、公図と現況が変わっているところが多くなってきました。そこで、平成15年に問題となった六本木ヒルズの土地問題を機に不動産登記法が改訂され、国土交通省による地籍調査事業、法務省による地図作成事業が、主に都市部の人口密集地から積極的に進められる様になりました。その成果の不動産登記法14条1項地図の境界線は現地復元性があり、標識がなくなったりしても機械で測定すれば、すぐに再現できます。よって、法務局に添えられている公図が法14条1項地図であれば、筆界は確認できて安心といえます。

